

儲かる笠間の栗産地づくり協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、儲かる笠間の栗産地づくり協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、栗生産者及び関係機関、団体等の連携による推進体制の下、笠間市の重要な農産物である栗の生産振興及びブランド力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 栗生産技術の向上に関すること。
- (2) 栗加工等の推進による栗の付加価値の向上に関すること。
- (3) 生産出荷体制の確立に関すること。
- (4) 笠間の栗ブランドの育成及びPRに関すること。
- (5) 栗の生産振興、加工、流通、消費拡大等の取り組みに関すること。
- (6) 情報発信及び宣伝活動に関すること。
- (7) その他、目的を達成するために実施する各種事業に関すること。

(構成)

第4条 本協議会は、次に掲げる者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 栗生産者
- (2) 栗加工業者
- (3) 菓子事業者
- (4) 飲食業者
- (5) 旅館業者
- (6) 常陸農業協同組合
- (7) 茨城県営業戦略部
- (8) 茨城県県央農林事務所笠間地域農業改良普及センター
- (9) 茨城県農業総合センター
- (10) 笠間市産業経済部長
- (11) 笠間市農業公社事務局長
- (12) 当会議の目的に賛同する者及び特に必要と認める者

(役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名以内
- (3) 監事2名

(役員を選任)

第6条 役員を選出は会員の互選による。

(役員の任務)

第7条 会長は、会務を総理し、本協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、業務及び会計の状況を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第9条 本協議会は必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。
- 3 会長は必要に応じ会員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議は、必要に応じて書面にて開催することができる。

(議決)

第10条 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。

(事務局)

第11条 本協議会の事務局は、笠間市産業経済部農政課内に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営上必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

この規約は、令和４年８月２０日から施行するものとする。

この規約は、令和５年４月７日から施行するものとする。